

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1 基本方針

ユニカケアプランセンター（以下「事業所」という。）は、利用者及び職員等（以下「利用者等」という。）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

2 注意すべき主な感染症

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおりである。

- (1) 利用者及び職員にも感染が起り、媒介者となりうる集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等
 - (2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等
 - (3) 血液、体液を介して感染する感染症
肝炎（B 型肝炎、C 型肝炎）等
- ※ 平常時における感染症対策として、「衛生管理・感染症対策マニュアル」（2. 標準予防策（スタンダードプリコーション））に準じて実施する。

3 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1) 発生状況の把握
 - (2) 感染拡大の防止
 - (3) 医療措置
 - (4) 市区町村への報告
 - (5) 保健所及び医療機関との連携
- ※ 具体的対応については「感染症発生時における業務継続計画（BCP）」に準じて実施する。

4 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会の構成と委員長及び委員の役割

委員会は、株式会社ユニカン（以下「法人」という。）が運営する在宅サービス部の3事業所（ユニカン訪問看護ステーション、ユニカンヘルパーステーション及びユニカンケアプランセンター）で構成し、各事業所で連携がとれる体制とする。

法人は、各事業所から1名以上を担当者として選任し、その中で委員長及び委員の任命を行い、委員会を円滑に運営できるようにする。

(2) 開催頻度

委員会は定期的（おおむね6か月に1回以上）かつ必要に応じて開催する。

(3) 他の会議との一体的な設置・運営

必要に応じて、他の会議体と一体的に委員会を設置し、効率的に運営する。

(4) 委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。

- ① 事業所内感染対策の立案
- ② 指針・マニュアル等の整備・更新
- ③ 利用者及び職員の健康状態の把握
- ④ 感染症発生時の措置（対応・報告）
- ⑤ 研修・教育計画の策定及び実施
- ⑥ 感染症対策実施状況の把握及び評価

※ 上記に関する記録は5年間保管することとする。

5 職員に対する研修の実施

事業所は勤務する職員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

(1) 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

(2) 定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年1回以上実施する。

(3) 訓練（シミュレーション）

事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧について

本指針を事業所内に掲示すると共に事業所のホームページに掲載する。

附則

本指針は、令和8年1月1日から施行する。